

公立大学法人神戸市看護大学FD・SD委員会規程をここに公布する。

2023年3月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第19号

公立大学法人神戸市看護大学FD・SD委員会規程

(設置)

第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程(2019年4月規程第1号)第6条第1項の規定に基づき、FD及びSDについて調査審議するため、理事長の下に公立大学法人神戸市看護大学FD・SD委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、理事長が指名する職員(以下「委員」という。)で組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから理事長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

2 前項に規定する委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長は、委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

4 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができない。

6 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(所掌事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) FD及びSDに関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(議事録の作成)

第7条 委員長は、委員会を開いたときは、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経営管理課総務係において、処理する。

(施行細則の委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。